

平成24年12月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 寺 田 真 也

平成23年(ワ)第589号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年11月30日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

同代表者代表取締役

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、279万1719円及びうち
168万5350円に対する平成23年9月27日か
ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

原告は、貸金業者である被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金
168万5350円及びその発生時から支払済みまでの民法704条前段所定
の利息の支払を求めた。

1 前提事実

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名
は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」

という。) 所定の登録を受けた貸金業者である(争いがない)。

- (2) 原告は、被告との間で、昭和61年12月12日、金銭消費貸借契約の基本契約を締結し、同契約に基づき、借入れと弁済を繰り返した(争いがない。以下原告と被告との間の取引を「本件取引」と総称する。))。

原告が主張する本件取引の年月日、借入金額及び弁済額の取引履歴は、別紙1計算書記載の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおりであるところ、そのうち昭和63年4月5日以降平成20年6月20日までの間の取引履歴については、被告作成の取引計算書(甲1)に基づくものであって、別紙1計算書記載のとおりである(甲1)。

- (3) 平成12年3月16日、原告と被告との間で、債務弁済約定書(乙2。以下「本件約定書」という。)が取り交わされており、本件約定書には、債務残高45万4394円、未収利息3万3855円の記載があり、返済合計金額が50万円であること、支払方法は毎月13日までに銀行振込によることの記載はあるが、毎月の支払金額の記載はないところ、別紙1計算書記載のとおり、平成12年3月16日以降平成20年6月20日までの間は毎月5000円ずつの支払がなされている(甲1)。

2 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件取引の昭和63年4月5日より前の取引履歴について

ア 原告の主張

本件取引の基本契約が締結されたのは昭和61年12月12日であるが、昭和63年4月5日より前の取引履歴が存在しないことから、以下のとおり推定計算をする。

すなわち、被告作成の取引計算書(甲1)によれば、昭和63年4月5日現在の元金残高が17万9717円、同年5月10日までの経過日数が35日、その間の約定利息が6881円であるところ、昭和63年は閏年であるから、上記期間の約定利率は40.04%であったと推定される。

そして、この約定利率をもとに、昭和61年12月12日から昭和63年4月5日及び同年5月10日までの取引を推定すると、別紙2計算書記載のとおりとなる。

別紙2計算書記載の取引履歴を冒頭に加え、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算すると、別紙1計算書記載のとおり、平成23年9月26日現在、過払金168万5350円及びその発生時から支払済みまでの過払利息が生じている。

イ 被告の主張（否認）

被告は、昭和63年4月5日より前の取引履歴を保管していないところ、原告による同日より前の利用状況は不明であるから、原告主張のような推定は認められず、被告作成の取引計算書（甲1）記載の昭和63年4月5日現在の約定残高17万9717円から計算を開始するべきである。

(2) 悪意の受益者について

ア 原告の主張

本件取引において、取引履歴の各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当し、計算上元本が完済となった後に原告が支払った金額は、被告の不当利得（過払金）として返還されるべきところ、被告は、本件取引において、法律上の原因のないことを知りながら過払金を取得したものであるから、民法704条前段の悪意の受益者であり、各過払金の発生時から各過払金に年5分の割合による利息を付してこれを返還する義務を負う。

イ 被告の主張（否認）

(ア) 被告は、民法704条前段の悪意の受益者に該当しない。

すなわち、被告は、原告を含む顧客に対し、貸金業法17条1項所定の書面（以下「17条書面」という。）を作成し個々の貸付の際に交付し、同法18条1項所定の書面（以下「18条書面」という。）を

作成し弁済受領の都度交付しており、制限超過部分を含む利息の支払を怠った場合の期限の利益喪失特約に基づく支払は任意性が否定されないと考えていたから、同法43条1項の要件を満たしていると認識しており、みなし弁済が成立すると認識していたことにつきやむを得ないといえる特段の事情があったのであるから、被告が悪意の受益者であると推定されることはない。

(イ) 被告は、不当利得の発生につき善意であるから、その利得の返還範囲は、民法703条により、現存利益にとどまる。

(ウ) 仮に、被告が悪意の受益者と評価されとしても、利息を付すべき時期は、訴状送達の日翌日とするべきである。

(エ) 仮に、被告が悪意の受益者と評価されとしても、過払金に対する悪意の法定利息を、その後の新貸付に係る貸金返還債務に相殺充当するような計算は許されず、過払金元本のみが新貸付への充当原資となり、利息は充当後も残存する計算によるべきである。

(3) 本件約定書に基づく和解契約の効力について

ア 被告の主張（抗弁）

原告は、平成12年3月16日、被告との間で、本件約定書を作成し、債務残高45万4394円及び未収利息3万3855円の存在を認めた上で、合計50万円を毎月5000円ずつ100回に分割して（初回は平成12年3月16日、残99回は同年4月から毎月13日限り）支払う内容の和解契約（以下「本件和解契約」という。）を締結している。

したがって、原告は、本件和解契約の締結により、過払金充当合意を含む従前の基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引（本件取引）を終了させる合意をしたものであるから、本件訴えが提起された平成23年12月7日から10年前である平成13年12月7日までに発生した過払金返還請求権については、10年の経過により消滅しているところ、被告は、

原告に対し、平成24年5月11日の第2回弁論準備手続期日において、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

イ 原告の主張（再抗弁）

本件取引において利息制限法所定の利率で引直し計算をすると、本件約定書が作成された平成12年3月16日当時、既に過払金が発生している状態であったにもかかわらず、原告は、前記前提事実記載のとおり、被告に対し、債務残高45万4394円、未収利息3万3855円の債務を負っているものと誤信して、本件約定書を作成したものである。そして、原告は、過払金が生じていると認識していたら、本件約定書を作成しなかったであろうし、一般人においても同様である。

したがって、本件約定書に基づく被告主張の本件和解契約には、法律行為の要素に錯誤があり、無効であるから、過払金充当合意を含む従前の基本契約に基づく本件取引は終了しておらず、本件和解契約によって遮断されることはなく、時効により消滅することもない。

第3 争点に対する判断

1 本件取引の昭和63年4月5日より前の取引履歴について

- (1) 被告作成の取引計算書（甲1）によれば、昭和63年4月5日現在の元金残高が17万9717円、同年5月10日までの経過日数が35日、その間の約定利息が6881円であることが認められ、昭和63年が閏年であることを併せ考慮すると、上記期間の約定利率は40.04%であると認められる。

そして、原告作成の別紙2計算書の内容を検討すると、原告の記憶に基づき昭和61年12月12日の最初の借入額を10万円としていること（甲2）、被告に有利になるよう、前記認定の約定利率を下げることなく、昭和63年5月10日までこれを適用していること、同年4月5日の元金残高がほぼ17万9717円になるようにしていること、同年4月5

日から同年5月10日までの35日間の約定利息が6881円となるようにしていることを考慮すると、昭和61年12月12日から昭和63年4月5日までの間の取引履歴の推定としては合理性を有するものということができ、以上によれば、上記期間の取引履歴は、別紙2計算書記載のとおりであると認めるのが相当である。

(2) これに対し、被告は、原告による利用状況が不明であり、原告主張のような推定は認められないと主張するが、抽象的な反論にとどまり、前記認定を左右しない。

(3) したがって、前記前提事実(2)をもとに、その冒頭に別紙2計算書記載の取引履歴を加えると、昭和61年12月12日から平成20年6月20日までの間の取引履歴は、別紙1計算書記載の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおりであると認めることができる。

2 悪意の受益者について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決民集61巻5号1980頁参照）。

(2) 被告は、17条書面及び18条書面を交付していたと抽象的に主張するにとどまっており、原告との間の本件取引において、被告が、貸金業法43条1項の適用要件を充足していると認識していたこと、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことについて、その主張を根拠づける具体的な立証があるとは

いえない。

以上より、その余の被告の主張を検討するまでもなく、被告は、悪意の受益者に該当するものと認められ、したがって、利得の返還範囲が現存利益にとどまるとの被告の主張も検討の必要がない。

- (3) 次に、被告は、悪意の利息を付すべき時期を訴状送達の日翌日とするべきである旨主張するが、独自の主張であり採用できない。

さらに、被告は、新貸付への充当原資は過払金元本のみとするべきであって、悪意の利息は充当後も残存する計算によるべきである旨主張する。しかし、貸主が悪意の受益者であるときは過払金には当然に民法704条前段所定の利息が付されるのであるから、過払金をその後に発生する借入金債務に充当する旨の合意の中には、過払金に対する利息も当該借入金債務に充当する旨の合意が含まれるものと解するのが相当であり、過払金だけを当該借入金債務に充当してその時までの利息は別途返還するとの複雑な処理を合意していると解釈するのは困難であるというべきである。よって、上記の点についての被告の主張も採用できない。

3 被告が返還すべき過払金等の額について

前記前提事実に加え、前記1及び2における認定及び検討結果に基づき、別紙1の計算書記載の取引履歴をもとに、各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当して計算すると、別紙1の計算書記載のとおり、最終弁済日である平成20年6月20日の時点において、過払金168万5350円が発生するとともに、各過払金の発生時点における過払金相当額に対する民法704条前段所定の利息の合計額として、平成23年9月26日現在で110万6369円及び168万5350円に対する同月27日から支払済みまで年5分の割合による利息が発生していることが認められる。

4 本件約定書に基づく本件和解契約の効力について

- (1) 前記3の認定事実によれば、本件約定書が作成された平成12年3月16日現在、本件取引において、別紙1計算書記載のとおり、過払金119万0350円及び同日までの利息合計額23万7612円が発生していたことが認められる。

他方で、前記前提事実及び証拠（甲2、乙2）によれば、原告は、被告担当者から、「利子はまけてあげるから5000円ずつ払ってくれ。」との趣旨の話をされたこと、当時、被告から借入れがあった原告の息子と合わせて、2人で毎月1万円ずつ払えば利子はいらないと言われたこと、そのため、原告は、「徳山（現在の周南市）の銀座」にあった被告店舗に行き、本件約定書を作成したこと、本件約定書には、原告の債務として、残金45万4394円及び未収利息3万3855円が存在する旨が記載されていたこと、原告は、その後、平成20年6月20日までの間、毎月5000円ずつの返済をしたことが認められる。

- (2) 以上によれば、原告は、客観的には、被告から過払金等140万円以上の返還を受けられる状況であったにもかかわらず、被告担当者からの利子を「まける」旨の説明に基づき、被告に対し50万円近くの債務が残っているものと誤信し、50万円の債務を月額5000円ずつ分割返済する内容の本件約定書を作成し、これにより本件和解契約が締結されたものであるから、本件和解契約は、法律行為の要素に錯誤があり、無効であるものと認められる。

なお、和解の対象は、実際には存在しない被告の貸金債権であるから、原告において発生しているとの認識がなかった過払金等返還請求債権についての錯誤無効の主張は、和解の確定効（民法696条）により遮断されることはないというべきである。

- (3) したがって、本件和解契約の無効を前提とする被告の消滅時効の抗弁はこれを採用できず、前記3の認定を左右しない。

5 以上によれば，原告の請求は，理由があるから認容することとし，主文のとおり判決する。なお，被告は，仮執行免脱宣言を求めるが，相当でないからこれを付さないこととする。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 久 末 裕 子

これは正本である。

平成24年12月13日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 寺 田 真 也

